

医療情報取得加算についてのご案内

当院は、患者さま一人ひとりにより質の高い医療を提供するために、診療情報を的確に取得・活用する体制を整えています。この取り組みは厚生労働省が定める診療報酬制度に基づいて評価され、「医療情報取得加算」として算定しています。

■医療情報取得加算とは

オンライン資格確認システムやマイナ保険証等を利用して、患者さまの過去の診療情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報等)を取得し、診療に活かす体制を評価するものです。これにより、効率的かつ安全な医療提供を支援し、重複検査や薬の重複投与リスクの軽減などに役立ちます。

■算定の要件(診療報酬点数)

当院では、厚生労働省が定めた要件に基づき、下記のとおり算定しています。

診療区分	点数
初診時	1点
再診時(3カ月に1回まで)	1点

※点数は診療報酬上の評価点です。

マイナ保険証の利用の有無に関わらず算定される場合があります。

■取得・活用する情報

これらの情報を診療に活用することで、より適切な治療方針の決定につなげています。

- 他医療機関での受診歴
- 処方薬・薬剤情報
- 特定健康診断等の検査結果

※取得する情報は、診療に必要な範囲に限られ、医師・看護師・薬剤師等の有資格者のみが確認します。

■患者さまへのお願い

1. マイナ保険証をご持参ください(特に初診時)。
2. 保険証の情報更新がある場合は受付でお知らせください。
3. 情報取得へのご同意が必要な場合には、スタッフから説明をさせていただきます。

当院は、診療情報の取得・活用を通じて患者さまに

安心・安全な医療を提供する事を目指しています。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。